I 一般会計および特別会計の状況

1 令和3年度決算の概要

一般会計決算の概要

〇決算規模

令和3年度の当初予算は6,669 億8,000 万円、前年度に比べ964 億8,000 万円の増加と当初予算として過去最大の規模でしたが、年度中も新型コロナウイルス感染症の感染拡大や災害等への対応に係る補正予算を編成したことなどから、決算額は、歳入・歳出ともに前年度に比べ800 億円以上増加し、7,500 億円を超える規模となりました。なお、7,000 億円台となるのは初めてです。

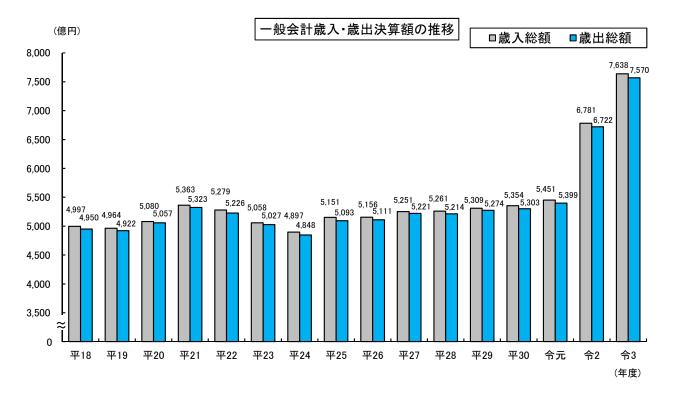
〇歳入決算額

県税は、新型コロナウイルス感染症の影響により悪化した企業業績が回復基調となり、法人二税が大幅に 増加したことなどから、県税全体で前年度から増加しました。

また、地方交付税は、普通交付税の増加などにより、国庫支出金は、新型コロナウイルス感染症緊急包括 支援交付金や新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の増加などにより、諸収入は、中小企業関 係資金の増加などにより、それぞれ増加しました。歳入決算額としては、前年度に比べ857億5,042万3 千円増加し、7,638億4,373万3千円となりました。

〇歳出決算額

「滋賀県行政経営方針 2019」に基づき、財政健全化の取組を進めました。一方で、新型コロナウイルス感染症に係る経済・雇用対策のための営業時間短縮要請等に係る協力金支給事業や中小企業振興資金貸付金などが増加したほか、財政調整基金の積立金や、防災・減災、国土強靱化のための公共事業などが増加したことから、歳出決算額は、前年度に比べ 848 億 6,921 万円増加し、7,570 億 3,623 万円となりました。



(1) 決算収支の状況

歳入決算額と歳出決算額の差引額である形式収支は、68億750万3千円ですが、このうち翌年度に繰越した事業に充てる財源(翌年度へ繰越すべき財源)を差し引いた実質収支額は、9億330万8千円のプラスとなっています。

また、前年度の実質収支額と比べると11.6%の増となり、令和3年度単年度の収支額は、9,383万7千円のプラスとなっています。

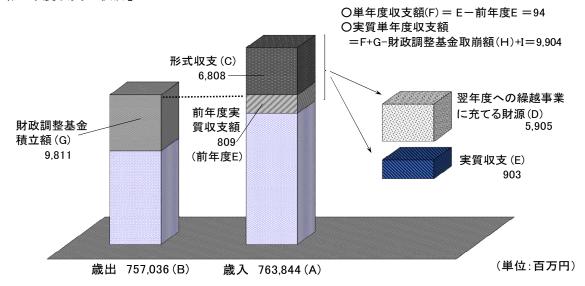
なお、財政調整基金の積立額および取崩額、地方債の繰上償還額を反映させた実質単年度収支額では、99億443万4千円のプラスとなっています。

●令和3年度一般会計決算

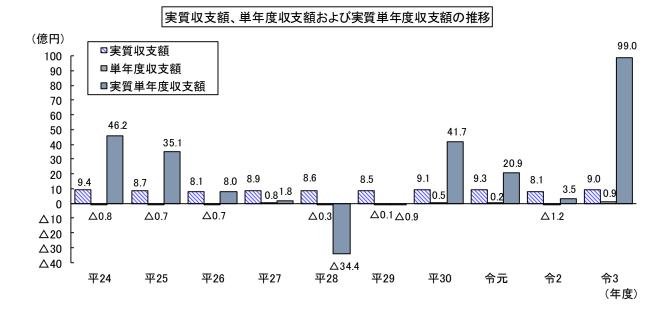
単位	:	干	円	• %)

区分	令和3年度		令和2年度	
	決 算 額	対前年度比率	決 算 額	対前年度比率
歳 入 総 額 A	763, 843, 733	112. 6	678, 093, 310	124. 4
歳 出 総 額 B	757, 036, 230	112. 6	672, 167, 020	124. 5
歳入歳出差引額 (A-B) C	6, 807, 503	114. 9	5, 926, 290	115. 3
翌年度へ繰越すべき財源 D	5, 904, 195	115. 4	5, 116, 819	121. 6
(内訳) 繰越明許費	5, 859, 932	121. 7	4, 814, 235	114. 5
事故繰越	44, 263	14. 6	302, 584	10, 184. 6
支 払 繰 延	_	_		_
実質収支額(C-D) E	903, 308	111. 6	809, 471	87. 0
単年度収支額(E一前年度の E) F	93, 837		△ 120, 453	
財政調整基金積立額 G	9, 810, 597	2, 078. 5	472, 003	21. 6
財政調整基金取崩額 H	_	_	_	皆減
地方債繰上償還額	_			_
実質単年度収支額(F+G-H+I)	9, 904, 434		351, 550	

【令和3年度収支の状況】

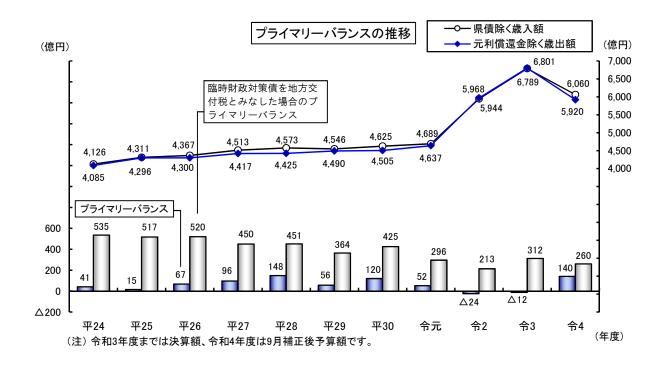


収支状況の推移を見ると、これまで行政経営方針等に基づき、歳出の削減に取り組んできたことに加え、財源不足に対し、県債の発行や基金の取り崩しで対応してきたことから、実質収支額はプラスを確保できています。 また、令和3年度は、4年連続で実質単年度収支がプラスとなりましたが、これは、後年度の財政運営や当面する課題への対応に備え、財政調整基金への積立を行ったことなどによるものです。



プライマリーバランスは、県債以外の歳入で、県債元利償還金を除いた歳出をまかなえるかどうかを示す基礎的財政収支のことで、これが黒字であれば財政の中長期的な持続可能性を保つことができるとされており、令和元年度まではプラスが続いていました。

令和2年度は県税収入の減少などにより、令和3年度は県税収入が増加したものの臨時財政対策債の増加などによりマイナスに転じましたが、本来、地方交付税として交付されるべき臨時財政対策債を県債ではなく、地方交付税とみなす実質的なプライマリーバランスは、令和2年度以降もプラスを維持しています。

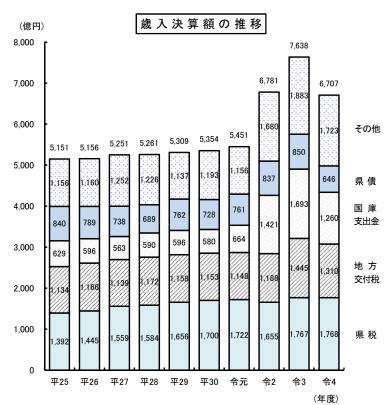


(2) 歳入決算額

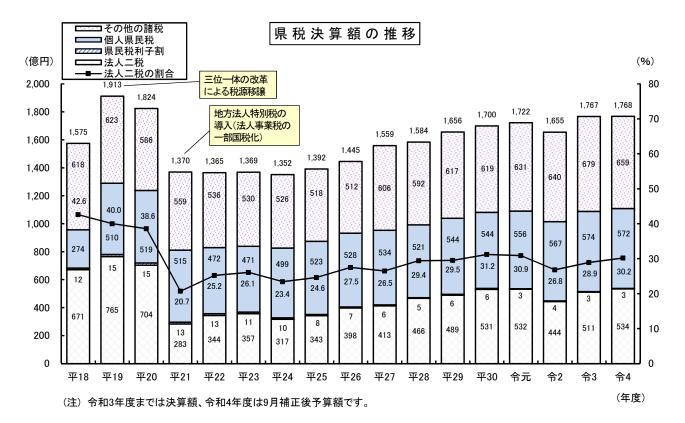
〇県税

令和3年度の我が国の経済は、長引く新型コロナウイルス感染症の影響下にあるものの、厳しい状況は徐々に緩和されており、持ち直しの動きが見られるところであり、実質GDP成長率はプラスとなりました。

本県では、新型コロナウイルス感染症の影響で悪化した企業業績が回復基調となったことなどにより、法人二税が511億2,702万2千円と前年度に比べ67億8,371万2千円、15.3%の増となるとともに、税率の引き上げによる平年度化などにより、地方消費税が271億8,309万円と前年度に比べ28億1,513万円、11.6%の増となりました。こうしたことから、県税全体では、前年度決算額に比べて、112億9,410万9千円、6.8%増の1,767億4,518万円となりました。



(注)令和3年度までは決算額、令和4年度は9月補正後予算額です。



〇地方讓与稅

特別法人事業譲与税が増加したことなどから、 前年度に比べ25億1,019万3千円、11.4% 増の245億2.483万3千円となりました。

〇地方交付税

普通交付税が増加したことなどから、前年度 に比べ256億6,940万4千円、21.6%増の 1.444 億8.075 万5 千円となりました。

〇国庫支出金

新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時 交付金や新型コロナウイルス感染症緊急包括支 援交付金などの増加により、前年度に比べ271 億 9,803 万 4 千円、19.1%増の 1,693 億 412万3千円となりました。

〇県債

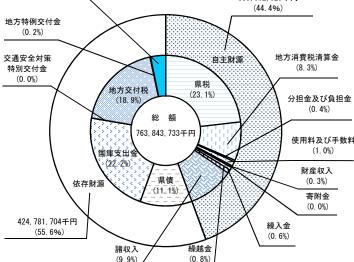
地方交付税の一部を振り替えて発行している 臨時財政対策債が、前年度に比べ86億8,620 万円、36.7%増加したことから、臨時財政対策 債以外の県債が、74億1,230万円、12.4% 減少したものの、全体では12億7,390万円、 1.5%増の849億5.690万円となりました。

〇一般財源比率と自主財源比率

地方交付税および県税等が前年度に比べ増加 したことにより、歳入に占める一般財源の割合 (一般財源比率) は、前年度から 2.2 ポイント 上昇し、61.7%となりました。

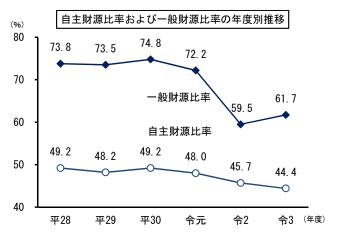
また、自主財源である県税や諸収入等が増加 したものの、国庫支出金や地方交付税等の依存

339.062.029千円 (44, 4%)



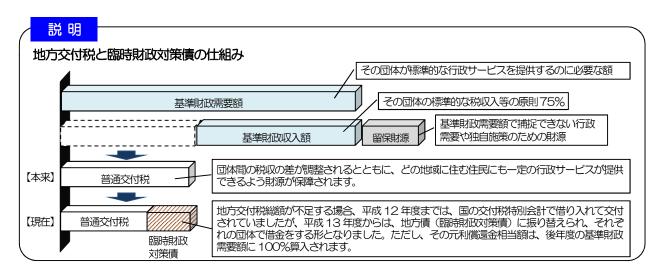
歳入決算額の構成図

地方譲与税 (3.2%)



財源が自主財源を上回る増加をしたことから、歳入に占める自主財源の割合(自主財源比率)は、1.3 ポイ ント低下し、44.4%となりました。

付表 第1表 令和3年度一般会計歳入決算状況 → 58ページ 第2表 自主財源と依存財源の構成状況(一般会計) → 58ページ

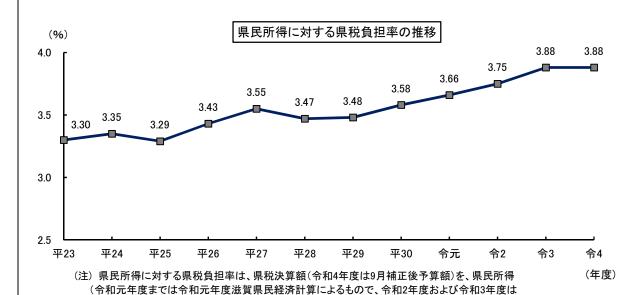


県民負担の状況

県の歳入で大きな割合を占める県税を県の人口で割ると、令和3年度決算額で125,320円となります。法人 二税が新型コロナウイルス感染症の影響で悪化した企業業績が回復基調となったことにより増収となったことな どから、前年度を上回る水準となっています。



また、県民所得に対する県税負担率は、平成 21 年度以降、概ね3%程度の水準で推移していましたが、近年は県税決算額の増加に伴い上昇傾向にあります。



付表 第3表 令和2年度~令和4年度県税収入状況 → 59ページ 第4表 県民負担と県財政規模および県民所得 → 60ページ

回帰分析による見込値、令和4年度は令和3年度と同額)で除したものです。

(3) 歳出決算額

令和3年度は、「新しい生活様式」に適応しつつ、「新しい幸せ」を追求するため、ウィズコロナ・ポストコロナ時代を見据えた施策構築、新型コロナウイルス感染症への対応、財政健全化の推進という3つの基本的な方向性により当初予算を編成するとともに、必要な事業に機動的に取り組んだ結果、過去最大の歳出規模となりました。

目的別決算額

- ■目的別に見ると、大雨による被害への対応や財政調整基金および県債管理基金の積立金の増などにより、災害 復旧費で176.6%、総務費で114.7%増加しています。一方、文化スポーツ費で12.0%、総合企画費で7.6% それぞれ減少しています。
- ■決算額の構成比は、健康医療福祉費が全体の 20.6% (前年度 22.9%) を占め、以下、教育費 17.4% (同 19.3%)、土木交通費 12.3% (同 11.2%)、商工観光労働費 12.3% (同 9.2%) と続いています。

○総務費

財政調整基金、県債管理基金の積立金の 増加などにより、227億7,125万9千円、114.7%の増となりました。

〇文化スポーツ費

美術館整備費やスポーツ施設整備費の減少などにより、12億2,732万9千円、12.0%の減となりました。

〇商工観光労働費

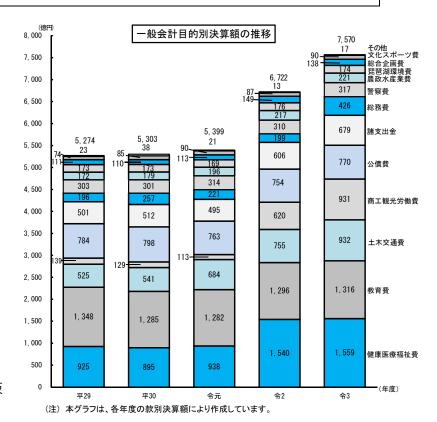
新型コロナウイルス感染症に係る経済・ 雇用対策のための、営業時間短縮要請等に 係る協力金支給事業費や中小企業振興資金 貸付金の増加などにより、310億7,150 万1千円、50.1%の増となりました。

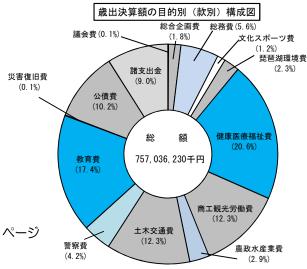
〇土木交通費

国の防災・減災、国土強靱化対策や、(仮称) 彦根総合運動公園整備に伴う公共事業費の増加などにより、177億6,683万5千円、23.5%の増となりました。

○災害復旧費

令和3年8月の大雨による被害への対応のため の事業費が増加したことから、3億4,134万4千円、176,6%の増となりました。





付表 第5表 令和3年度一般会計歳出決算状況 → 60ページ

性質別決算額

- ■人件費や公債費の増加などにより義務的経費の歳出額は、前年度に比べ 2.0%の増となりました。新型コロナウイルス感染症への対応などにより歳出決算規模が大幅に増加したことから、義務的経費の構成比は前年度に比べ、3.5 ポイント減少して、33.7%となりました。
- ■投資的経費については、防災・減災、国土強靱化対策等に基づく公共事業費や、大雨による被害への対応などによる災害復旧事業費が増加したことなどから、前年度に比べ 12.5%の増となりました。
- ■その他の経費については、新型コロナウイルス感染症への対応が増加したことなどから、前年度に比べ 21.1% の増となりました。

〇普诵建設事業費

防災・減災、国土強靱化対策等に基づく公共事業費の増加などにより、前年度に比べ 130 億 2,615 万 8 千円、12.2%の増となりました。

① 補助事業費: 防災・減災、国土強靱化対策に伴う公共事業の実施などにより、前年度に比べ 151億520万6千円、225%の増となりました。

② 単 独 事 業 費: 県立美術館の整備やスポーツ施設整備に伴う経費の減少などにより、前年度に 比べ29億2,871万5千円、9,0%の減となりました。

③ **国直轄事業負担金**: 国直轄道路事業費負担金の増加などにより、前年度に比べ 5 億 8,100 万 4 千 円、9.6%の増となりました。

〇災害復旧事業費

令和3年8月の大雨による被害への対応のための事業費が増加したことにより、3億4,328万6千円、307.8%の増となりました。

○補助費等

病床確保支援事業費補助金など新型コロナウイルス感染症への対応の増加などにより、281億1,423万4千円、13.0%の増となりました。

O貸付金

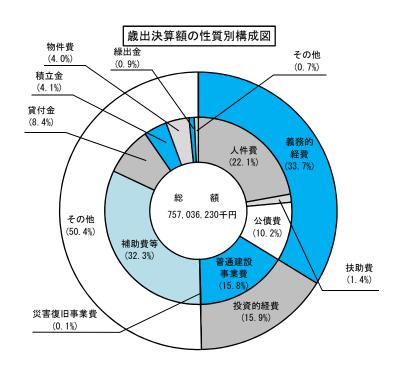
中小企業振興資金貸付金など新型コロナウイルス感染症への対応のため、67億4,559万9千円、11.9%の増となりました。

〇積立金

財政調整基金等への積立が増加したことにより、247億8,332万2千円、400.8%の増となりました。

○物件費

宿泊療養・自宅療養体制確保事業など新型コロナウイルス感染症への対応のため、55 億1,542万3千円、223%の増となりました。



付表 第6表 令和3年度一般会計性質別歳出決算状況 → 61ページ

消費税および地方消費税の税率引上げによる増収分の活用状況 (令和3年度決算)

社会保障と税の一体改革により、消費税および地方消費税の税率引上げによる増収分は、全て社会保障の充実・安定化に活用することとしています。 令和3年度決算における状況は次のとおりです。

引上げ分の地方消費税収が充当される社会保障関係施策に要する経費

歳入引上げ分の地方消費税収

17,708 百万円

※社会保障財源化分の市町への交付金を除いています。

歳出

社会保障施策に要する経費

76,560 百万円

(内訳) (単位:千円)

	事業区分	経費 ((財源内訳		
分野			特定財源 (国庫補助金等)	一般財源	
	3 % 12 %			引上げ分の 地方消費税①	その他
	児 童 福 祉 事 業	14,739,522	148,795	6,464,322	8,126,405
	障害者福祉事業	11,756,290	1,127,993	1,579,031	9,049,266
	高齢者福祉事業	1,953,032	746,693	606,687	599,652
社会	生 活 保 護 事 業	1,081,704	695,704	59,761	326,239
福祉	母 子 福 祉 事 業	379,206	159,912	31,283	188,011
	低 所 得 者 支 援 事 業	1,107	830	40	237
	そ の 他	136,234	3,143	18,986	114,105
	小計	30,047,095	2,883,070	8,760,110	18,403,915
	後期高齢者医療事業	16,065,616	121,347	2,660,296	13,283,973
社会	介 護 保 険 事 業	15,898,239	0	3,063,082	12,835,157
保険	国民健康保険事業	10,617,198	7,711	2,433,720	8,175,767
	小計	42,581,053	129,058	8,157,098	34,294,897
	感染症その他の疾病予防対策	2,342,800	1,173,725	466,852	702,223
保健	医療に係る施策事業	1,483,724	1,160,563	323,161	0
衛生	そ の 他	104,836	101,009	546	3,281
	小計	3,931,360	2,435,297	790,559	705,504
Î	計	76,559,508	5,447,425	17,707,767	53,404,316

○上記①のうち、社会保障施策の充実に充当した地方消費税額(引上げ分)

8,316,690 千円

3,929,940 千円

696,338 千円

781,971 千円

332,337 千円

328,252 千円

373,177 千円

272,515 千円

<主な施策の内容>

- ・子ども・子育て支援新制度への移行に伴う経費
- ・地域医療介護総合確保事業に要する経費
- ・国民健康保険等の低所得者保険料軽減措置の拡充に要する経費
- ・国民健康保険への財政支援の拡充に要する経費
- ・難病・小児慢性特定疾患にかかる助成制度に要する経費
- ・介護保険の1号保険料の低所得者軽減強化に要する経費
- ・新しい経済政策(保育士等の処遇改善等)に要する経費

○上記①のうち、社会保障施策の安定化に充当した地方消費税額(引上げ分)

・社会保障の安定化分として、既存の社会保障施策に要する経費 (介護保険給付費負担金、障害者自立支援給付費等負担金など)

・消費税および地方消費税の税率引上げに伴う社会保障経費の増(公経済負担分)

9,391,077 千円

8,885,761 千円

505,316 千円

特別会計決算の概要

特別会計全体の歳入決算額は 2,375 億 9,615 万円、歳出決算額は 2,335 億 9,682 万円で、歳入歳出差 引額は 39 億 9,933 万円となりました。

なお、主な会計別の決算の概要は、次のとおりです。

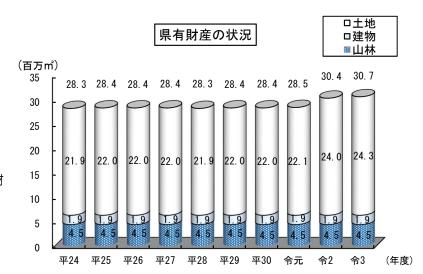
会 計	決 算 概 要
市町振興資金貸付事業	市町の振興を図るため、市町の行う公共施設等の整備事業に対して
	700万円を貸し付け、3億2,248万4千円の償還を受けました。
母子父子寡婦福祉資金貸付事業	ひとり親家庭の父母および寡婦等の経済的自立の促進と生活意欲の
	向上を図るとともに、その扶養している子の福祉を増進するための資
	金として、111件、5,191万9千円を貸し付けました。
中小企業支援資金貸付事業	中小企業者の育成強化や経営基盤強化を図るための高度化資金貸付
	金等について、17万6千円の償還を受けました。
林業•木材産業改善資金貸付事業	木材産業の振興を図るための木材産業等高度化推進資金貸付金の原
	資として 1 億 1,000 万円を貸し付けました。
公債管理	県債発行額および公債費の実質償還額の明確化を図り、公債費を一元
	管理するための特別会計として、1,116 億 1,779 万 5 千円の元利
	償還等を行いました。
国民健康保険事業	国民健康保険事業の円滑かつ確実な実施等を図るため、医療費(保険
	給付に必要な費用)として 925 億 4,243 万 9 千円を支出するとと
	もに、国民健康保険運営方針に基づき、保健事業の推進と医療費の適
	正化などに取り組みました。

付表 第7表 令和3年度特別会計歳入歳出決算状況 → 62ページ

県有財産の状況

県は、県民のみなさんに利用して いただくための文化施設や社会福祉 施設、学校、公園などの土地や建物 のほか、山林、有価証券などの財産 を所有しています。

令和4年3月31日現在の県有財産は、土地2,432万6千㎡、建物185万9千㎡、基金1,189億942万8千円などとなっています。



付表 第16表 県有財産現在高状況(令和4年3月31日現在) → 69ページ

普通会計決算の概要

〇決算収支の状況

令和3年度の普通会計決算額は、歳入が前年度に比べて834億5,292万8千円増の7,385億5,636万2千円、歳出が823億8,294万6千円増の7,310億6,814万円となりました。

実質収支は、前年度に比べて 2 億 795 万 6 千円増の 10 億 5,663 万 3 千円のプラスとなり、実質単年度収支は、100 億 2,945 万 4 千円のプラスとなりました。

●令和3年度普通会計決算

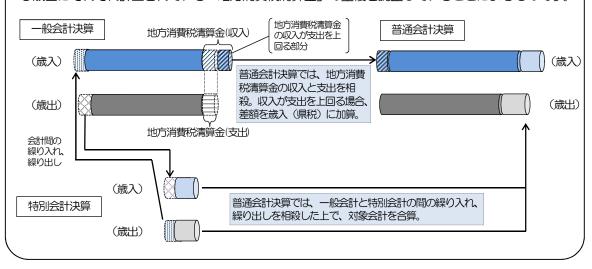
(単位:千円・%)

[V		\triangle		令和3年度		令和2年度		
	区 分			決 算 額	対前年度比率	決 算 額	対前年度比率	
歳	入	総	額	Α	738, 556, 362	112. 7	655, 103, 434	124. 6
歳	出	総	額	В	731, 068, 140	112. 7	648, 685, 194	124. 8
歳入	歳出差	引額(A-B)	С	7, 488, 222	116. 7	6, 418, 240	113. 3
翌年	度へ繰越	対でき	財源	D	6, 431, 589	115. 5	5, 569, 563	121. 3
実質	質 収 支	茗額 (C-D)	Ε	1, 056, 633	124. 5	848, 677	79. 1
単年周	度収支額(6	E一前年	度の日	F	207, 956			
財政	【調整基	金積	立額	G	9, 810, 597	2078. 5	472, 003	21. 6
財政	【調整基	金取	崩額	Н		_	_	皆減
地方	〕債 繰	上賞	還 額		10, 901	皆増	_	_
実質	単年度収	支額(F	+G-H	+1)	10, 029, 454		247, 391	

説明

普通会計は、一般会計と公営事業会計以外の特別会計を合わせたもので、その決算額は、各会計間における繰り出しや繰り入れなどの重複額を調整した純計額で示しています。これは、地方公共団体ごとに設置している会計の種類やその範囲などが異なっていることから、財政比較や統一的な把握を目的として、統計上設けられた会計区分です。

本県の普通会計は、一般会計と 10 の特別会計のうち公営事業会計として整理する国民健康保険事業を除く会計を合わせて、重複の調整を行い、純計額で表したものとなります。なお、普通会計決算額が一般会計決算額(2 ページ参照)より小さくなっていますが、これは一般会計の歳入および歳出にそれぞれ計上されている「地方消費税清算金」の重複を調整していることによるものです。



付表 第8表 令和3年度普通会計歳入決算状況 → 62ページ

第9表 令和3年度普通会計目的別歳出決算状況 → 63ページ

第10表 令和3年度普通会計性質別歳出決算状況 → 63ページ

財政指標から見た滋賀県財政

《令和3年度普通会計決算による財政指標》

	<u> </u>	王国平均
経常収支比率	86.3%	87.3%
実質公債費比率	10.4%	10.1%
将来負担比率	183.4%	160.3%
財政力指数	0.548	0.500

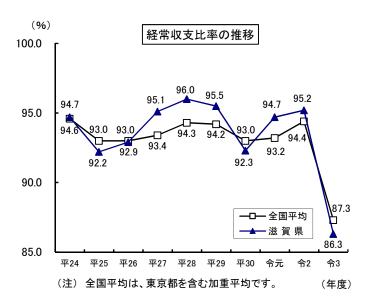
〇経常収支比率

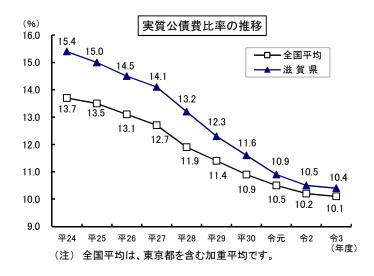
人件費や公債費、扶助費などの毎年度経常的に支出される経費に、県税や普通交付税など毎年度経常的に収入される使途の特定されない一般財源がどれだけ使われているかを示す指標で、社会や経済の変動などに伴う臨時的な行政需要にどれだけ柔軟に対応できるかを見ることができ、比率が低いほど財政構造の弾力性が高いことを示しています。

〇実質公債費比率

県税や普通交付税など使途が特定されていない財源のうち、公営企業会計における借入金の返済に対する繰出金など公債費に準ずるものを含めた実質的な公債費相当額に充当されたものの占める割合を示すもので、過去3カ年の平均値で表します。この比率が18%未満の団体は、民間資金等を活用した地方債について国への届出による発行が可能となり、18%以上の団体は、地方債の発行に際しては国の許可が必要となり、25%以上の団体は地方債の発行が制限されます。

また、「地方公共団体の財政の健全化に関する 法律」の施行により、平成20年度決算からは、 25%以上の団体は「財政健全化計画」を、35% 以上の団体は「財政再生計画」を作成し、財政 の健全化を図ることとなりました。





説明

一般財源とは

県税や地方交付税のように、使途が特定されず、どのような経費にも使用することができる財源です。 一方、国庫支出金のように、使途が決まっている財源を「特定財源」といいます。

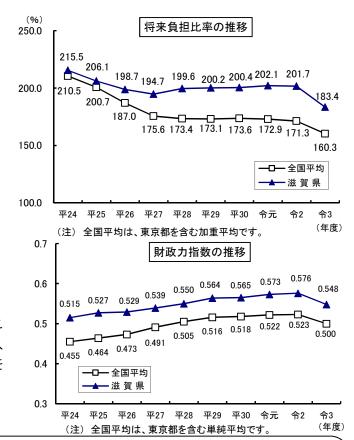
〇将来負担比率

地方債の償還金や職員の退職手当、損失補償等を行っている出資法人等に係る負担見込額など、将来の負担として見込まれる実質的な負債の残高を指標化し、県税や普通交付税など使途が特定されていない財源に対する比率として表したもので、将来財政を圧迫する可能性の度合いを示す指標ともいえます。

なお、「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」の施行により、平成20年度決算からは、この比率が400%以上の団体は「財政健全化計画」を作成し、財政の健全化を図ることとなりました。

〇財政力指数

平均的な水準で行政を行う場合に必要と考えられる経費に対して、その団体が標準的に収入できると考えられる税収等がどれだけあるかを示した指標で、過去3カ年の平均値で表します。



(参考)

経常収支比率 = 経常経費充当一般財源の額 経常収支比率 = 経常一般財源+減収補塡債特例分+猶予特例債+臨時財政対策債

— ×100 (%)

実質公債費比率 = ($\frac{(A+B)-(C+D)}{E-D}$ の3カ年分合計) \times 1/3 \times 100(%)

A = 元利償還金(次の①~⑤を除く。①公営企業債の元利償還金、②繰上償還を行ったもの、③借換債を財源として償還を行ったもの、④満期一括償還方式の場合の元金償還金、⑤利子支払金のうち減債基金の運用利子等を財源とするもの。)

B = 元利償還金に準ずるもの(準元利償還金)

※ 「準元利償還金」とは、①満期一括償還方式の場合の1年当たりの元金償還金相当額、②公営企業債の元利償還金に対する一般会計等からの繰出金、③一部事務組合等が起こした地方債の元利償還金に対する負担金・補助金、④債務負担行為に基づく支出のうち公債費に準ずるもの、⑤一時借入金の利子をいう。

C = AまたはBに充てられた特定財源

D = 元利賞還金および準元利賞還金に要する経費として普通交付税の額の算定に用いる基準財政需要額に算入された額

E = 標準財政規模

将来負担額 一(充当可能基金額 + 特定財源見込額+地方債現在高等

将来負担比率 = (

に係る基準財政需要額算入見込額) ×100(%)

標準財政規模 一(元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額)

• 将来負担額 : aから j までの合計額

a = 一般会計等の当該年度の前年度末における地方債現在高

b = 債務負担行為に基づく支出予定額(地方財政法第5条各号の経費に係るもの)

c = 一般会計等以外の会計の地方債の元金償還に充てる一般会計等からの繰入見込額

d = 当該団体が加入する組合等の地方債の元金償還に充てる当該団体からの負担等見込額 e = 退職手当支給予定額(全職員に対する期末要支給額)のうち、一般会計等の負担見込額

f = 地方公共団体が設立した一定の法人の負債の額、その者のために債務を負担している場合の当該債務の額のうち、当該法人等の財務・経営状況を勘案した一般会計等の負担見込額

g = 当該団体が受益権を有する信託の負債の額のうち、当該信託に係る信託財産の状況を勘案した一般会計等の負担見込額

h = 設立法人以外の者のために負担している債務の額及び当該年度の前年度に当該年度の前年度内に償還すべきものとして当該 団体の一般会計等から設立法人以外の者に対して貸付けを行った貸付金の額のうち、当該設立法人以外の者の財務・経営状 況を勘案した一般会計等の負担見込額

i = 連結実質赤字額

j = 組合等の連結実質赤字額相当額のうち一般会計等の負担見込額

・充当可能基金額 : aから h までの償還額等に充てることができる地方自治法第241条の基金

|財政力指数 = <u>基準</u>財政収入額 | 基準財政需要額 の過去3カ年の平均値